

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。

偽装リサイクル品と不法投棄で有名なフェロシルト事件。会社が負った撤去・原状回復費用の賠償責任を、元の経営担当者に求めた株主代表訴訟に判決が出た。計 5 人の旧経営陣 (うち 1 名は死亡のため遺族が訴訟継承) が個人として負う賠償金額の総額は約 486 億円に上る。事業活動に伴う環境汚染の原状回復費用について経営者個人が責任を負うことが示された点等、判決の持つ意味は大きい。

石綿飛散防止対策とそれに伴う大気汚染防止法改正を審議する専門委員会の第 1 回会合が 6/27 に開催された。今年 12 月の中間とりまとめに向け適宜注目点を報告する。



### 石原産業フェロシルト事件 株主代表訴訟判決のポイント

木川 仁

6月29日、大阪地裁は、石原産業が不法投棄品の回収に支払った費用について、旧経営陣の賠償責任を認め、巨額の賠償金支払いを命じた。以下、新聞記事 (産経新聞) を引用する。

大手化学メーカー「石原産業」(大阪市) が土壌埋め戻し材「フェロシルト」を不法投棄した事件をめくり、回収費用分の損害を会社に与えたとして株主 3 人が旧取締役 21 人に対し、約 489 億円を同社に賠償するよう求めた訴訟の判決が 6 月 29 日、大阪地裁であった。松田亨裁判長はフェロシルトの製造に携わった元取締役ら 5 人の賠償責任を認め、約 486 億円の支払いを命じた。

判決理由で松田裁判長は、フェロシルトに有害物質が含まれていることを認識しながら、出荷を続けた四日市工場の元副工場長 (74) = 廃棄物処理法違反罪で有罪確定 = に損害の根本原因があると指摘。回収費用として生じた約 486 億円のうち、ほぼ全額の賠償責任があると判断した。

また、直属の上司だった元社長と死亡した元工場長 (遺族 3 人が訴訟継承) についても「適切に開発、出荷されているかの調査や確認を怠った」と述べ、元社長については損害額の 5 割 (約 255 億円)、元工場長には 2 割 (約 102 億円) を限度に賠償責任を負うとした。

判決によると、同社は 2001 年以降、有害物質の六価クロムを含むフェロシルトを「土の代用品」として販売。2005 年 4 月の生産中止までに、京都や三重などの約 40 カ所で約 72 万トンを超えて不法に埋め立てるなどした。

(中略)

石原産業の話 : (賠償) 金額の大きさが問題の重要性を表すと考え、この教訓を生かし、経営改革に取り組みたい。

石原産業四日市工場は、チタン鉱石から酸化チタンを製造する過程で生じる硫酸廃液が大量に発生するため、この廃液を炭酸カルシウム等で中和処理して、酸化鉄と石膏を主成分する「フェロシルト」を製造、土壌埋め戻し材として使用しようと考えたことが発端だ。2003 年、石原産業が製造したフェロシルトは三重県のリサイクル製品に認定され、3R の推進と共に周辺地域で広く販売・活用されるようになった。ところが、2005 年 2 月、このフェロシルトに環境基準を超える六価クロム、フッ素、放射性物質のウランやトリウムなどが含まれていると市民団体からの問題提起があり、各自治体で問題化していた。こうした折、2005 年 10 月、同社四日市工場副工場長の指示で別の廃硫酸をフェロシルトに混合して廃棄していたこと事実が判明して、この問題は混迷を深め、ジャーナリズムに取り上げられるようになった。その後、石原産業は「フェロシルトのリサイクル虚偽申請・不正製造及び不法投棄」の判決を受け、行政からは撤去命令を受けた。

この判決と行政処分を受けて石原産業が支払った費用、即ち会社に生じた損害を賠償するよう株主が経営者の責任を追及したのが今回の訴訟である。本判決で、ほぼ全額が認められたこととなる。この判決の持つ意味は、次の二点といえよう。第一が、企業が環境規制への遵法確認を怠り、事業活動に伴って汚染を拡散させてしまった場合、企業に生じた巨額の環境回復費用等について経営者も個人責任を負うことを示した点。第二が、廃棄物のリサイクルにおいては、経営者は、商品の安全確認義務、並びに、廃棄物処理法違反の有無という両側面から調査検討が不可欠であり、廃棄物処理コスト削減のための安易なリサイクルに警鐘を鳴らしていること、である。

今回は第一審判決であって、現実に個人が賠償責任を負うこととなるかについてはは予断を許さない。しかし、経営上の判断に伴って生じた環境汚染の賠償責任が経営者個人に問われる可能性を示した本件の意義は大きい。

(以上)

## 石綿飛散防止対策 大気汚染防止法改正検討始まる

小西 道子

6月27日(水)に「第1回石綿飛散防止専門委員会」が開催された。これは、環境大臣が石綿の飛散防止対策の更なる強化について中央環境審議会に諮問(4/20)、中央環境審議会は環境部会を開催(5/18)し、当該対策の検討組織として専門委員会を設置したことによるものである。

諮問理由は「地方公共団体から大気濃度基準の設定及び大気濃度調査の義務化に係る要望があること、また、近年、集じん・排気装置の排気口等から石綿が飛散する事例及び石綿使用の事前調査が不十分である事例が確認されていることから、特定粉じん排出等作業における更なる石綿の飛散防止対策の推進が求められている。」というもの。主に、以下の項目を検討(今回含め6回開催予定)し、論点をとりまとめ、今年12月開催予定の中央環境審議会大気環境部会に中間報告する見込みとなっている。

### <主な検討項目>

- (1) 立入検査権限の強化及び事前調査の義務付け(背景:特定粉じん排出等作業実施届出書が提出されていない建築物の解体現場等に対しては、石綿の使用のおそれがあっても立入検査を実施できず、行政機関が石綿使用の有無を確認できない)
- (2) 敷地境界等における大気濃度測定の義務化及び測定結果の評価(背景:特定粉じん排出等作業において、敷地境界等における大気濃度の測定の義務が無い場合、石綿飛散の有無の確認ができない。)
- (3) 大気濃度測定に係る試料採取及び分析(背景:複数の省庁でそれぞれの目的に応じ方法を規定していることから、どの方法を採用するか混乱が生じている。)
- (4) 発注者による配慮(背景:発注者から低額、短期間の工事を請負うことにより石綿飛散防止対策が徹底されない懸念があり、発注者にも一定の責任をもちたせるべきという意見がある。)
- (5) 法令の徹底と透明性の確保(背景:国民が石綿の危険性と石綿含有建材についての知識を得ることにより、違法な解体工事への監視の役割が期待されるという意見がある。)
- (6) 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあ

たつての石綿飛散防止対策(背景:特定建築材料以外の石綿含有建材を使用している建築物の解体作業について、自治体から作業基準の設定の要望がある。)

### (7) その他

このように、検討項目は盛り沢山であるが、検討のメインは(1)(2)になりそうだ。これらの検討項目では、まずは義務化の要否を判断、義務化の場合は判断基準、測定基準等を含め具体的な方法を協議していくことになると思われる。特に、特定粉じん排出等作業時の周辺住民への石綿飛散リスクの評価のとりまとめには、科学的知見が少なく困難が予想される。

第1回の専門委員会では、主な検討項目について、委員より「ざっくりばらんに意見する」というかたちで行われた。委員からは「建設リサイクル法の届出との連携など、今ある届出等で活かせる部分は連携等も検討してほしい。」「大気濃度測定結果の評価方法について、健康リスクを完全に無視することはできない、海外の知見等も含め幅広く検討すべき。」「発注者の配慮は必要。発注者の責任問題という認識がもっとほしい。」「石綿含有建材(レベル3)の規制も前向きに検討してほしい」といった意見があった。

JAAO ニュースでは、第1回以降も検討状況をチェックし、読者に関連ある情報を報告していきたい。

(以上)

### 【はみ出し情報】新法小型家電リサイクルスキーム： 参入意向は二極分化

去る3月9日閣議決定、本通常国会に上程されている小型家電リサイクル法案は、政局の混迷もあってまだ可決成立していない。その間、この法律が想定している使用済み小型機器の再資源化及び二次物流に係る「認定事業者」として、参入するかどうかの判断が関連事業者の間で下され始めている。自治体や販売事業者と組んで体制整備を始めている「積極派」が顕在化している一方、「5年間は寝て待つ派」もいる。リサイクル事業の資金調達に難しいこの法律の下ではリスクが大きいとして、見直しが予定される5年後に期待する事業者の判断も納得できるものである。

### ㈱日本廃棄物管理機構 (JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: [shichida@jao.co.jp](mailto:shichida@jao.co.jp)